

京都市高齢者施策推進協議会の運営方法について

1 報告事項

- 「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」及び「京都市高齢者施策推進協議会規則」の施行について

別紙 1	京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例 (抄)・・・P. 1
別紙 2	京都市高齢者施策推進協議会規則・・・・・・・・・・P. 5

2 協議事項

- ワーキンググループ（部会）の設置について

別紙 3	ワーキンググループ（部会）の設置について (案)・・・P. 7
------	---------------------------------

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

（委員の委嘱等）

第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期の特則等）

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

（特別委員及び専門委員）

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

（部会）

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

【中略】

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の表の中欄に掲げる附属機関又は合議体（以下「旧附属機関等」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

1	附則第2項各号（第7号を除く。）に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で中欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
2	施行日前に存する合議体で右欄のいずれかに相当するもの	別表に掲げる附属機関（1の項の右欄に掲げるものを除く。）、第2条第2項に規定する附属機関又は附則第3項の規定による改正後の京都市市民参加推進条例第11条に規定する京都市市民参加推進フォーラム

(委員の任期の特例)

6 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期に

にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

【中略】

別表（第2条関係）【関係箇所のみ】

1 市長の附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市高齢者 施策推進協議 会	高齢者福祉施策の推進に関する事項 について、市長の諮問に応じ、審議す ること。	3 5 人 以 内	3 年

【以下略】

京都市高齢者施策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市高齢者施策推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の招集及び議事)

第3条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの協議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会の構成員は、委員及び特別委員のうちから、会長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、委員及び特別委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は特別委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員及び議事に関係がある特別委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を協議会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員及び特別委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第2項及び第4項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の会長又はその職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の会長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

ワーキンググループ（部会）の設置について（案）

1 設置目的

- 京都市高齢者施策推進協議会においては、ひとり暮らし高齢者への生活支援をはじめとする高齢者保健福祉一般施策のあり方、生きがいつくりや介護予防の推進、介護サービス量及び事業費の推計、介護保険事業の円滑な実施、介護・福祉に従事する人材の確保・定着及び支援、介護サービスの質的向上を目指した取組、高齢者を支えるネットワークの構築、介護基盤整備計画の策定及び評価、地域密着型サービスの運営に関する事項等、幅広い検討が必要となる。
- このため、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、ワーキンググループ（部会）を設置し、多様な検討課題に対応していきたい。

【参考】 条例第6条第1項

附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 設置するワーキンググループ（主な協議事項は別紙3－1参照）

(1) 引き続き設置するワーキンググループ

ア 高齢者保健福祉計画ワーキンググループ [委員数：11名]

高齢者保健福祉に関する内容を対象とし、高齢者保健福祉計画の進捗管理・策定等について議論する。

イ 介護保険事業計画ワーキンググループ [委員数：12名]

介護保険事業に関する内容を対象とし、要介護高齢者等実態調査の実施結果をもとにした介護サービス量及び事業費の推計、整備計画の策定及び評価（※1）、地域密着型サービスの運営に関する事項（※2）、介護保険事業計画の進捗管理・策定等について議論する。

ウ 地域包括ケア推進ワーキンググループ [委員数：11名]

地域包括ケアの推進に関する内容を対象とし、医療と介護の連携の推進、高齢者が安心して暮らせる住まいづくり等について議論する。

※1 整備計画の策定及び評価

「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」に基づく、市町村整備交付金の申請に必要な計画の策定及び事業完了時の評価機関として「京都市高齢者施策推進協議会」を位置づける。「介護保険事業計画ワーキンググループ」は議題を協議会に諮る前の論点整理や協議会開催後の細部検討等を行う。

※2 地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービスの指定、指導・監督について、公平・公正な運営を確保する必要があることから、「地域密着型サービス運営委員会」を設置する必要がある、この委員会として「介護保険事業計画ワーキンググループ」を位置づける。

(2) 新たに設置するワーキンググループ

○ 介護保険施設等事業者選定ワーキンググループ [委員数：5名(※)]

特別養護老人ホーム，介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護事業所の設置・運営を行う事業候補者の選定について，多角的な見地から選定を行う。

なお，当該ワーキンググループの決議については，京都市高齢者施策推進協議会の決議とする。

※ 条例第5条第1項の規定に基づき，特別委員3名の参画を想定

【参考】 条例第5条第1項

附属機関に，特別の事項を調査し，又は審議させる必要があるときは特別委員を，専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 ワーキンググループの非公開

ワーキンググループは，京都市市民参加推進条例第7条第1項ただし書の規定に基づき，非公開(※)とする。

※ 介護保険施設等事業者選定ワーキンググループは，構成委員も非公開

【参考】 京都市市民参加推進条例第7条第1項

附属機関の会議及び市民，学識経験のある者等で構成する会議は，公開しなくてはならない。ただし，会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になる場合その他別に定める場合は，この限りではない。

3 ワーキンググループの構成委員

別紙3－2のとおり

各部会（ワーキンググループ）における主な協議事項等（案）

京 都 市 高 齢 者 施 策 推 進 協 議 会 （ 本 会 ）

- ① 京都市民長寿すこやかプランの進捗管理・策定に関する事
- ② その他、各ワーキンググループが担任する事項に関する事

検討課題の抽出 議論の方向性確認

検討結果報告

- ③ 高齢者福祉施策の推進に係る特別の事項に関する事

特別の事項 の抽出

検討結果 報告

事 務 局 （ 京 都 市 ）

高齢者保健福祉計画ワーキンググループ

高齢者の生きがいづくりや認知症高齢者支援の推進、地域包括支援センターの適切な運営など、高齢者保健福祉計画の進捗管理・策定等について議論する。

【主な協議事項】

- 1 ひとり暮らし高齢者への生活支援などの高齢者保健福祉一般施策
- 2 生きがいづくりと介護予防の推進
- 3 地域包括支援センターの適切な運営
- 4 認知症高齢者支援の推進
- 5 高齢者の権利擁護の推進（成年後見等）
- 6 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり

介護保険事業計画ワーキンググループ

介護サービス量及び事業費の推計や介護保険事業の円滑な実施など、介護保険事業計画の進捗管理・策定等について議論する。

【主な協議事項】

- 1 介護サービス量及び事業費の推計
- 2 介護保険事業の円滑な実施
- 3 介護サービスの充実（基盤整備等）
- 4 介護サービスの質的向上（事故・苦情等）
- 5 地域密着型サービス事業者の選定
- 6 介護・福祉に従事する人材の確保・定着及び支援

地域包括ケア推進ワーキンググループ

医療と介護の様々な連携の推進や、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりなど、これまでの福祉、介護の枠組みを越えた地域包括ケアの推進に資する幅広い内容について議論する。

【主な協議事項】

- 1 医療と介護の連携の推進
- 2 高齢者を支えるネットワークの構築
- 3 高齢者が安心して暮らせる住まいづくり
- 4 地域におけるリハビリテーション体制の充実
- 5 地域における高齢者の実態の把握

介護保険施設等事業者選定ワーキンググループ

介護保険施設等の設置・運営を行う事業者候補者の選定について、多角的な見地から選定を行う。

【主な協議事項】

- 1 事業者候補者の募集要項及び選定基準に関する事項
- 2 事業者候補者の選定に係る事項

京都市高齢者施策推進協議会委員名簿（案）

（五十音順・敬称略、氏名の後の ◎ は会長、● は会長職務代理者）

氏 名	所属団体・役職など	ワーキンググループ		
		高齢者保健 福祉計画	介護保険 事業計画	地域包括 ケア推進
麻田 博之	(一社)京都府理学療法士会理事			○
荒牧 敦子	(公社)認知症の人と家族の会京都府支部代表	○		
伊豆田 富美子	京都市地域女性連合会常任委員		○	
岩下 安男	市民公募委員		○	
内山 昭	成美大学副学長		○	
大八木 文枝	市民公募委員		○	
岡部 友子	(一社)京都府介護老人保健施設協会理事		○	
兼田 伸博	市民公募委員	○		
川島 靖雄	日本労働組合総連合会京都府連合会京都市地域協議会副議長		○	
北川 靖●	(一社)京都府医師会副会長			○
吉良 厚子	(社)京都府介護支援専門員会事務局長			○
里村 一成	京都大学大学院医学研究科准教授	○		
清水 紘	京都療養病床協会会長		○	
関 弘美	(公社)京都府柔道整復師会相談役	○		
近田 厚子	(一社)京都府薬剤師会副会長			○
辻倉 悟	(福)京都市社会福祉協議会事務局次長	○		
中野 圭子	市民公募委員	○		
西川 淑子	龍谷大学社会学部教授			○
羽賀 進	(一社)京都市老人福祉施設協議会会長		○	
浜岡 政好◎	佛教大学名誉教授		○	
濱田 孝一	市民公募委員			○
林 護	京都市民生児童委員連盟副会長	○		
檜谷 美恵子	京都府立大学生命環境科学研究科教授			○
藤井 秀子	市民公募委員			○
槇枝 正昭	(一社)京都市老人クラブ連合会副会長	○		
松本 尚子	(公社)京都府看護協会専務理事			○
真辺 一範	京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会副会長	○		
宮本 保幸	(社)京都府歯科医師会理事			○
森川 智代	京都弁護士会弁護士	○		
山岡 景一郎	(学)平安女学院理事・院長・学長		○	
山下 徹朗	京都商工会議所常務理事		○	
山田 尋志	(一社)京都地域密着型サービス事業所協議会会長			○
吉田 容子	京都府訪問看護ステーション協議会会長		○	
渡邊 能行●	京都府立医科大学教授	○		